

『運行管理者試験 問題と解説 貨物編 令和3年3月受験版』

お詫びと訂正のご案内

『運行管理者試験 問題と解説 貨物編 令和3年3月受験版』をご購入頂きまして、誠にありがとうございます。
本書の内容に誤りがございました。この度はご迷惑をおかけ致しまして誠に申し訳ございません。
訂正してお詫び致します。

頁数等	内容	
第3章 16 使用者に対する通知 2 過去出題問題 ◆解答&解説 251 ページ 問1 解答	誤	[解答 A-1, B-2, C-1, D-1]
	正	[解答 A-1, B-2, C-1]
第4章 3 就業規則 1 法令の要点 273 ページ ■記録の保存 [労基法第109条] 文章の最後に赤字部分を加筆	加筆前	1. 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を <u>5年間保存</u> しなければならない。
	加筆後	1. 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を <u>5年間保存</u> ※しなければならない。 ※ただし、経過措置として、当分の間は3年間保存となっている。 (労基法附則第143条)
第4章 3 就業規則 1 法令の要点 273 ページ 問1 選択肢1 文章の最後に赤字部分を加筆	加筆前	1. 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を1年間保存しなければならない。
	加筆後	1. 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を1年間保存しなければならない。 ただし、当分の間は3年間保存しなければならない。

<p>第4章</p> <p>4 健康診断</p> <p>1 法令の要点</p> <p>278 ページ</p> <p>■ 面接指導の対象となる労働者の要件等 【衛生規則第52条の2】</p> <p>解説の文章</p>	<p>誤</p>	<p>1. 安衛法第66条の8第1項の厚生労働省令で定める要件は、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1ヵ月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であることとする。ただし、次項の期日前1ヵ月以内に安衛法第66条の8第1項に規定する面接指導を受けた労働者その他これに類する労働者であって面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものを除く。</p>
<p>第4章</p> <p>5 労働時間等の改善基準</p> <p>6 過去出題問題(総合[1])</p> <p>◆ 解答&解説</p> <p>318 ページ</p> <p>問10【解答 1,3】 選択肢4.</p>	<p>誤</p>	<p>「26時間を超えないものとする」⇒ 「24時間を超えないものとする」。特例基準3(1)。</p>
<p>第4章</p> <p>5 労働時間等の改善基準</p> <p>6 過去出題問題(総合[1])</p> <p>◆ 解答&解説</p> <p>318 ページ</p> <p>問10【解答 1,3】 選択肢4.</p>	<p>正</p>	<p>「26時間を超えないものとする」⇒ 「21時間を超えないものとする」。特例基準3(1)。</p>